

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：14201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380112

研究課題名（和文）身元保証と契約法理

研究課題名（英文）Fidelity guarantee and Legal principles of contracts

研究代表者

能登 真規子（NOTO, Makiko）

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：60378429

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、現代の身元保証の位置づけを、2017年5月に国会で成立した改正民法に関する議論を参照しつつ検討した。先行研究によれば、身元保証人に対する巨額の責任追及がなされる例はあり、わが国では、今日でも74.8%の企業が身元保証制度を採用している。しかし、通常の保証契約とは異なり、保証意思の慎重な形成と表明の機会が確保されたうえで、身元保証契約の締結が行われているわけではない。身元保証法による身元保証人の責任限度の規律は独特である。裁判所が裁量により身元保証人の責任の有無と責任額を決定する。身元保証法にも改正の必要な点はあるものの、身元保証の特性をふまれば、民法に一本化することはできない。

研究成果の概要（英文）：This research project aims to study the real position of the fidelity guarantee (Mimoto-Hosho) in Japan, in contrast to surety contract, referring to the argument about the change civil code concluded by the Diet in May, 2017. According to preceding research, there are examples where a huge amount of responsibility was pursued against a fidelity guarantor and in Japan, 74.8% of companies still adopt an identity guarantee system today. However, unlike ordinary surety contracts, there is no chance of signing a fidelity guarantee after carefully forming and expressing guarantor's will. The determination method of a guarantor's responsibility based on the Fidelity Guarantee Act which was enacted in 1933 is unique. Courts have limited the range of guarantor's responsibility by judicial discretion based on the Act. Although there are points to be revised in the Act, due to the characteristics of fidelity guarantee, it should not be unified into civil code.

研究分野：民法

キーワード：身元保証 保証人 契約

1. 研究開始当初の背景

報告者は、平成23年度～25年度にかけて、科学研究費補助金を得て、身元保証に関する実態調査を行った(若手(B)23730088「身元保証の実証的研究:企業の身元保証の利用と意識に関する実態調査」)。

身元保証に関する実態調査は、過去に2度、1936(昭和11)年と1963(昭和38)年に西村信雄によって実施されていた(西村信雄「現代における身元保証の実態(1)～(4完)」立命館法学53号(1964年)28頁、54号(1964年)137頁、65号(1966年)25頁、66号(1967年)16頁)。1963(昭和38)年の調査では、対象とした約2,700社のうち705社から回答があり、そのうちの663社(94.0%)が被用者の身元保証をとっているとの実態が示されていた。

報告者が2012(平成24)年から翌年にかけて実施した調査では上場会社3,545社(全社)のうち333社、非上場会社4,313社のうち592社、合計925社から回答が得られ、そのうちの687社(上場237社、非上場450社)、74.3%(上場72.3%、非上場76.3%)が従業員(被用者)に身元保証書(身元保証人の署名押印のある書類、従業員の宣誓書への連署押印等)を提出させていると回答した。

1963(昭和38)年調査に対し、西村は「身元保証は、徳川時代の『人請』の遺物であり、わが国における永年にわたる伝統的慣行が残存しているにすぎず、今日においてはすでに形骸化し、被用者を採用するに際して、いわば惰性的に慣用されている形式的手続にすぎない」(前掲・西村(4完)41頁)。「身元保証に関する法的規制は、本来、労働保護法の領域に属する事柄ではあるまいか」ということ、および、労働保護法的視点から見ると、使用者が被用者について身元保証をとることを禁止するのが適当ではないか」と述べていた(同62頁)。

しかし、身元保証の慣行は、それを実施していない会社の割合が増えたとはいえ(上場91社(27.7%)、非上場140社(23.7%)、合計231社(25%))、今日に至ってもなお、廃れたとはいえない状況にあることが明らかになった。

2. 研究の目的

本研究は、「身元保証と契約法理」と題して、わが国の契約慣行と契約法理に照らし、現代の身元保証をどのようなものとして位置づけるべきか、「身元保証二関スル法律」(以下、身元保証法)その他の法規制を改新する必要はないか、改新の必要があるとするならばどのような方向性がありうるのかを検討することを目的とした。

本研究が目指すものは主に契約の法理論研究であったが、報告者がこれまでに行った研究成果をふまえ、利用の実態に照らし合わせた身元保証を生じさせる契約の規律を検討すること、また、他の保証契約、特に、一

般的な金銭消費貸借に伴って締結される保証契約に対する規律との対比を行うことを意図した。

3. 研究の方法

身元保証に関する報告者自身の先行研究(裁判例の検討、実態調査)とは異なり、本研究課題においては、わが国の学説の研究を中心に行った。

本研究の実施時期が、2015年3月に国会提出され、2017年5月に成立した改正民法(債権関係)に関する議論・検討が法制審議会において行われていた時期と重なっていたため、その議事録等の資料も参照することができた。

4. 研究成果

(1) 報告者自身のこれまでの研究、身元保証に関する裁判例の分析により、「身元保証」という語が入国・在留のための身元保証や保釈のための身元保証(身元引受)、入所・入院のための身元保証等、身元保証法により規律される、雇用に伴う身元保証以外でも用いられている現実があり、身元保証書への署名前に「身元保証人」となるべき当事者がその責任内容をはっきり判別しがたい状況にあること、身元保証人に対する責任追及を軽減するために身元保証法が設けられているにもかかわらず、現実の訴訟においては、実際に、身元保証人に重い賠償責任を命じるものもあることが明らかになっていた。

また、会社に対する質問票調査によって、回答を得たうちの4分の3に近い数の会社で、今日でも身元保証書の提出が行われていることが明らかになった一方で、3年ないし5年の当初の期間満了後に身元保証の更新まで行う例はまれであり、身元保証が求められる場面の多くがほぼ入社から数年であること、また、(会社の不祥事を表明する等しく明確な回答を得にくい問いではあるものの)身元保証人に対して現実に責任追及を行う例も多くはないことという状況も示されていた。

(2) 今日、保証契約一般に対しては、保証人となるべき者の保証意思の明確化が強く求められるに至っているといえる。

2004(平成16)年の民法改正により、保証契約が一般的に要式契約化され〔民法446条2項〕、最新の改正民法では、事業用債務を非経営者が保証する場合に公正証書による保証意思の表示が求められるようになる〔民法465条の6〕。

今回の民法(債権関係)の改正に向けた法制審議会の部会や分科会の議論を参照すると、フランス消費法典L.332-1条(旧L.313-10条)に見られる自然人保証人の支払能力に照らした保証制限(比例原則)に類似する制度

の導入は検討されたものの、結局、見送られたことがわかる。同様に、身元保証法5条裁判所が裁量により身元保証人の責任の有無と限度を定めることができる についても、言及がなかったわけではないが、保証契約一般への拡張が受け入れられるにはほど遠い状況であった。

(3) 身元保証も、「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人ではないもの」という定義に照らせば、個人根保証契約の一種である。しかし、身元保証を保証契約一般に近づけて解釈し、運用していくことを困難であるし、厳に慎むべきである。

身元保証においては、一般に、「私等は、右誓約人の身上に関する一切の責任を負い、万一貴社に損害を与えたときは、身元保証人として右本人と連帯して賠償の責を負い、貴社に迷惑をおかけ致しません。」というような文言の記載された書面を債権者の立場となる会社側が用意し、身元保証人となるべき者の記名押印を求める。

被用者本人が負う全責任を引き受けるという意味では、その文言は明確である。しかし、そもそも、それがあまりにも広汎な責任となりうるために、身元保証書の文言どおりの責任を生じさせないとして制定されたのが身元保証法であった。保証意思の明確化による保証人の保護は、身元保証にはなじまない。

(4) 今回の民法(債権関係)改正の審議では、身元保証について、その見直しを行うべきか否か、どの方向で見直すべきなのかについての結論は示されなかった。

今後、身元保証の見直しを行うとすれば、身元保証の締結・運用の実態をふまえる必要がある。身元保証人には次第に被用者(労働者、従業員)の近親者が就くようになり、そのため、身元保証人への請求はいわば身内の不始末に対する責任追及となり、身元保証人の保護の必要性は強調されにくい状況がもたらされてきた。

しかし、今日では、家族・親族関係や人数の変化、就職機会の増加(新卒者の終身雇用に限らない)により、状況が変化している。身元保証が、労働関係という各人の生活基盤に影響するものである以上、適当な「身内」のいない被用者にも配慮して、身元保証契約の成立と内容の規制を考えなくてはならない。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

能登 真規子、現代の身元保証(3) 2012年度実態調査、彦根論叢 401号、2014、pp.4-19.
<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/401/noto.pdf>

能登 真規子、現代の身元保証(4) 2012年度実態調査、彦根論叢 402号、2014、pp.20-33.
<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/402/noto.pdf>

能登 真規子、現代の身元保証(5) 2012年度実態調査、彦根論叢 403号、2015、pp.202-217.
<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/403/noto.pdf>

能登 真規子、現代の身元保証(6・完) 2012年度実態調査、彦根論叢 404号、2015、pp.46-63.
<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/Ronso/404/noto.pdf>

能登 真規子、民法改正と身元保証、名古屋大学法政論集 270号、2017、pp.97-114.
<http://hdl.handle.net/2237/25777>

[学会発表](計 件)

[図書](計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

能登 真規子 (NOTO, Makiko)
滋賀大学・経済学部・准教授
研究者番号：60378429

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()